定款

第一条（名称）
本会は、D-ANGLERSと称する。

第二条（所在地）
本会の事務所は、兵庫県尼崎市に置く。

第三条（目的）
本会は、釣りに関わる活動を行うことにより、水産資源の保護や環境美化、釣り人のマナー向上を目的とし、2021年3月20日に設立する。

第四条（活動内容）
本会は、前条の目的を達成する為にイベント活動を行う
・釣りイベント
・釣り場の清掃活動
・マナー啓蒙活動

第五条（組織）
本会は、次の役員を置く。
1.代表　　1名
2.副代表　　1名
3.会計　　1名

第六条（選任方法）
1.第五条に定める代表は、代表会の決議によって選任する。
2.第五条に定める代表以外の役員は、メンバー内から代表者が指名し、本人の就任　　承諾と、メンバーの3分の1の賛成をもって決定する。
3.第五条に定める役員が欠けた場合は、代表が兼務する。代表が欠けた場合は副代表が新たな代表に就任する。

第七条（役割）
1.代表は、本会を代表し、活動を統括する。
2.副代表は、代表を補佐し代表が欠けた場合は代表として活動を統括する

第九条（加入要件）
本会のメンバーは、下記の要件のすべてを満たしたもので、代表及び副代表が承認した者とする。
①本会ルールに同意した者。
②本会メンバー登録を完了した者。

第十条（脱退及び脱退命令）
1．本会に所属するメンバーは、代表に「脱退」の意思を伝えることにより、いつでも、任意に脱退することができる。

2．下記に定める事由に該当した場合には、代表は、メンバーを強制的に脱退させることができる。
①本会ルールに違反したとき。
②公序良俗に違反し、反社会的な行動を行ったとき。
③4週間以上連絡が取れないとき。
④上記のほか、"運営上好ましくない者"と代表及び副代表が認めた時。

第十一条（会費）
1．本会の活動にかかわる費用は、会費費の中から支弁する。
2．会費は、大会エントリー時に支払うものとする。
3．会費は、活動年度や大会期間中に退会した場合でも、返還しないものとする。
4．会費を徴収した結果、剰余が出た時は、翌年に繰り越すものとする。
5．会費は、原則として金融機関口座にて預け入れて管理することとする。

第十二条（免責規定）
本会及び本会のメンバー（代表及びその他の役員を含む。）は、活動に伴い生じた事故等に関し、いかなる責任も負わず、各メンバーの自己責任とする。

第十三条（解散）
本会は、次の事由により解散するものとする。

①本会役員全員が合意したとき。
②第三条に定める活動目的を達成したとき。

第十四条（規約の改定）
1．本会規約は、役員の過半数の同意をもって、改定することができる。
2．本会規約の改定は、役員の3分の１以上の発議によるものとする。

附則
本会規約は、設立日である2021年03月20日から施行する。